

淀川河川空間利用調整検討会を開催

～ルールを守って快適な河川利用を～

～淀川河川事務所～

- 淀川では、利用者の増加と利用形態の多様化により、河川利用に関して一定のルールを定める必要性がこれまで以上に増大しています。
- ルールの策定は、公共空間の利用調整措置であるため、河川内の公園等の施設管理者や沿川自治体と合同での取組とすることが、重要と考えています。
- 今回、淀川河川空間利用調整検討会を立ち上げ、淀川利用ルール案・活動内容を確認しました。

■ 検討会の概要

目的：関係機関が連携することにより、淀川での安全快適な利用を実現すること。

日時：令和元年8月28日(水) 場所：淀川河川事務所

参加機関：

【河川管理者】国土交通省 淀川河川事務所(主催)

【沿川自治体】大阪府、大阪市、守口市、寝屋川市、枚方市、
摂津市、高槻市、島本町、八幡市

【施設管理者】淀川河川公園管理者、自歩道管理者

その他：大阪府警本部へも情報提供。



▲検討会の様子

■ 検討会で確認した事項

① 淀川利用ルールの策定と周知を確認

- ・淀川を利用するにあたり、「淀川利用ルール案」の内容を確認しました。
- ・関係機関でルールの周知を努めることとします。



▲ 淀川利用ルールの要旨

- ・淀川は公共の空間。みんなの場所!
- ・淀川は豊かな自然を感じられる魅力ある場所!
- ・マナーを守って、楽しんで淀川を利用して下さい!

② 合同マナーアップ活動の実施を確認

- ・年度内に実施予定。(管内で実施箇所を選定)



▲マナーアップ活動のイメージ

③ 啓発看板の設置を確認

- ・淀川利用ルール等を周知する看板を今後設置予定。

■ 参加機関からの主なご意見

- ・淀川利用ルールの中の「禁止事項」について、わかりやすい表現にすることが必要と思います。
- ・来年度以降の活動方針は、今年度の活動結果を踏まえて検討して欲しい。

～淀川河川事務所より～

- 今後も、本検討会を活用しながら、安全快適な河川利用のための各種取組を継続していきます。

【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 占用調整課

TEL : 072-843-2861

